

幼児教育の無償化の対象について(概要)

対象		幼稚園等保育料 (1号認定)	新制度に移行して いない幼稚園	保育所等保育料 (2号認定)	児童発達支援事業 所	認可外保育施設		
						①	②	③
		新制度に移行してい る幼稚園・認定こども 園を利用しているこ ども	新制度に移行してい ない幼稚園を利用し ているこども	保育所等保育料(2 号認定を利用してい るこども	児童発達支援(医療 型含む)を利用してい るこども	認可保育所等への入所を 申し込んでいたが利用保 留となり、やむを得ず認可 外保育施設を利用してい るこども(利用保留児童)	①以外で、保育所保育指 針等に準拠した「一定の教 育の質」が認められた認可 外保育施設を利用してい るこども * 平成29年12月を目途に 施設を選定	①・②以外で保育所保育 指針等によらない特色ある 教育を行っている認可外 保育施設を利用しているこ ども * 平成30年度からの実施 に向け、平成29年度中に 対象施設の要件を検討
条件		本市から1号認定(教 育標準時間認定)を受 け、幼稚園・認定こ ども園を利用してい ること	市内に居住する新制 度に移行していない 幼稚園にこどもを就 園させていること	本市から2号認定(保 育標準時間認定・保 育短時間認定)を受 け、保育所・認定こ ども園を利用してい ること	本市の児童発達支援 (医療型含む)の給付 決定を受けているも の	○利用する認可外保育施設が認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書 又は通知を交付されていること。(市内にある施設に限る。)		
						○認可外保育施設との利用契約が、1日4時間以上かつ週5日以上教育・保育を 内容とする契約で、契約期間が1か月以上となっていること。		
対象期間		5歳児：平成28年4月～ 4歳児：平成29年4月～				平成29年4月分保育料から対象		平成30年度からの実施に 向け検討
支給	金額	無料	就園奨励費補助年額 308,000円を上限に 補助	保育料(※)の約半 額(教育費相当額を 軽減)	利用者負担額を給付	保育料(※)の半額(教育費相当額) 年額上限308,000円		
	方法	本市保育料金表にお いて設定 (徴収しない)	保護者からの幼稚園 を通じての申込みに 基づき、年度末に幼 稚園を通じて交付	本市保育料金表にお いて設定	給付金の請求及び受領 について、保護者が利 用する児童発達支援事 業者へ委任すること により、事業者に対して給 付金を支給	保護者からの申請に基づき、年度末頃交付 * 対象となる見込のある保護者に本市から連絡する。 (対象①の児童については8月に本市から直接、対象 ②の児童については12月に施設を通じて連絡する予 定)		

*「保育料」とは、基本的な教育・保育にかかった費用(基本料金)を指す。英会話、音楽教室等の受講、延長保育・一時保育等の付加的な教育・保育にかかる費用、教材費、食事代、おむつ代等の実費負担及び入会金、年会費等の一時的な費用は補助対象外となる。